

札幌市市民自治推進本部設置要綱

平成 18 年 12 月 18 日 市長決裁
最近改正 平成 28 年 4 月 22 日

(目的)

第 1 条 札幌市自治基本条例(以下「条例」という。)の理念を実現する具体的な取組を全庁一丸となって進めていくために、札幌市市民自治推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、各局区に対する取組の推進及び進行管理等を行う。

(任務)

第 2 条 推進本部は、次の事項を協議する。

- (1) 条例に基づく市政への市民参加の推進に関すること。
- (2) 条例に基づく情報共有の推進に関すること。
- (3) 条例第 31 条に基づく市民自治によるまちづくりに関する施策の評価等を行うための仕組みに関すること。
- (4) その他、条例の理念を具体化していくために全庁的に必要となる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

本部長	市民文化局を所管する副市長
副本部長	市民文化局長
本部員	総務局長、総務局市長室長、まちづくり政策局長、財政局長、区長会議代表幹事

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が召集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前条の表に掲げる本部員以外の局長を推進本部の会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次表に掲げる者をもって充てる。

幹事長	市民文化局市民自治推進室長
幹事	総務局行政部長、総務局改革推進室長、総務局広報部長、総務局職員部長、総務局自治研修センター所長、まちづくり政策局政策企画部長、財政局財政部長、市民文化局地域振興部長、区長会議代表幹事区の市民部長

- 3 幹事会は、本部の担当する事務を補佐する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、第2項の表に掲げる幹事以外の部長を幹事会の会議に出席させることができる。
- 6 幹事長は必要に応じて作業ワーキングを設置することができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民文化局市民自治推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。